

長崎県告示第38号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、長崎県立特別支援学校のスクールバス及び長崎県立学校の実習用送迎バス運行業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「入札参加者の資格」という。）並びに資格審査申請の時期及び方法について次のとおり定め、平成31年1月22日から適用する。

なお、指名競争入札の参加者の資格等についての告示（平成28年長崎県告示第38号、平成29年長崎県告示第36号及び平成30年長崎県告示第58号）に基づいて入札参加者の資格があるものと決定された者については、この告示に基づく入札参加者の資格を有するものと決定されたものとみなす。

平成31年1月22日

長崎県知事 中村 法道

1 業務の種類

- (1) 長崎県立特別支援学校のスクールバス運行業務（バス車両の借上げを含む。）
- (2) 長崎県立学校の実習用送迎バス運行業務（バス車両の借上げを含む。）

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者。
- (3) この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者
- (4) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (5) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (6) 競争入札に付する事項に関し、原則として1年以上の営業実績を有しない者
- (7) 県税又は消費税を滞納している者
- (8) この告示の日の前日に長崎県内に本社（店）又は支店等を有しない者

3 入札参加者の資格及び審査

- (1) 入札参加者の資格は、令第167条の5第1項に定める要件に基づき、(2)に掲げる事項について審査し、決定する。

(2) 審査事項

審査事項は、以下のアからカまでとし、その対象とする区切り又は期間は、4の資格審査申請書を提出する日の属する月の初日（以下「基準日」という。）、基準日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度とする。

ア 純資産の額 前事業年度及び前々事業年度の純資産の額

イ 従業員数 基準日の前日現在の従業員数

ウ 営業年数 基準日の前日までの営業年数

エ 損益状況 前事業年度及び前々事業年度の損益状況

オ 財務比率 前事業年度末日現在における次に掲げる各比率

（ア）売上高当期利益率

（イ）固定長期適合率

（ウ）流動比率

カ その他知事が特に必要と認める事項

4 資格審査申請の時期及び方法等

- (1) 入札参加者の資格審査を受けようとする者は、競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「資格審査申請書」という。）及び5の添付書類を知事に提出しなければならない。
- (2) (1)による書類の提出時期は、新規のものは、随時受け付けるものとするが、既資格取得者の有効期間満了にかかるとは、原則として、毎年2月1日から同年2月末日までとする。ただし、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約及び物品の借り入れのための一般競争入札による契約の締結が見込まれるときは、別に定めるところによる。

5 添付書類

資格審査申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 法人にあっては、次のア及びイ

ア 登記簿謄本

イ 前事業年度及び前々事業年度の各決算報告書のうち貸借対照表、損益計算書

(2) 個人にあっては、次のア、イ及びウ

ア 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書

イ 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

ウ 前年度及び前々年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書

(3) 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し

(4) 県税に関し未納がないことを証する証明書

(5) 消費税及び地方消費税課税業者にあっては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証明する証明書

(6) 印鑑届（様式第2号）

(7) 口座振替申込書（様式第3号）

(8) 県内に本社（店）を有しない者にあっては競争入札参加申請書（様式第4号）

(9) 指名停止の報告に係る誓約書（様式第5号）

6 資格審査申請書の提出方法等

資格審査申請書は、13に掲げる場所に提出すること。郵送（書留郵便による。）も可。

7 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第6号）により通知（郵送）する。

8 資格の有効期間

入札参加者の資格の有効期間は、7の資格審査結果通知書により、資格を取得した日からその日の属する年度の翌々年度の3月31日まで、更新の場合は、資格を取得した翌年度の4月1日から3年間とする。

9 指名停止に関する報告

入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第9号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。）から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始日から起算して15日（15日目が長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項各号に掲げる休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その翌日（休日を除く。））以内に指名停止に関する報告書（様式第7号）を提出しなければならない。

10 資格審査申請書記載事項の変更届

入札参加者の資格を有する者は、当該資格の有効期間中に次に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく資格審査申請事項変更届（様式第8号）を知事に提出しなければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 所在地

(3) 代表者

(4) 資本金（法人の場合）

(5) 使用印鑑

(6) 委任事項

(7) 金融機関取引口座

(8) 電話番号等

11 競争入札参加資格変更審査申請

競争入札参加者の資格を有する者は、当該資格の有効期間中に次に掲げる事由が生じたときは、遅滞なく参加資格変更審査申請書（様式第9号）を知事に提出して審査を受け、その承認を得なければならない。

(1) 合併（会社法（平成17年法律第86号）第748条）、吸収分割（同法第757条）及び新設分割（同法第762

- 条)をした場合並びに事業譲渡(同法第467条)をした場合及び営業権の移行をした場合
- (2) 営業譲渡(商法(明治32年法律第48号)第15条第1項)をした場合及び相続等の場合
- (3) 個人事業者が法人事業者となる場合及び法人事業者が個人事業者となる場合

12 資格の取消し等

- (1) 入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(3)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。
- (2) 入札参加者の資格を有する者が2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。
- (3) 資格取消しの通知

入札参加資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。ただし、入札参加者の資格を有する者が既に存在しない場合は、この限りではない。

13 提出場所及び申請に関する問い合わせ先

- (住所) 〒850 - 8570 長崎市尾上町3番1号
- (名称) 長崎県教育庁教育環境整備課(県立学校管理班)
- (電話) 095 - 894 - 3323